

令和4年度  
グリーン成長戦略分野研究開発支援事業  
(単独企業枠・複数企業枠)  
追加募集要領

令和4年6月

受付期間：令和4年6月27日(月)～7月29日(金)

9:00～17:00／月曜～金曜



公益財団法人  
富山県新世紀産業機構  
Toyama New Industry  
Organization

# 令和4年度 グリーン成長戦略分野研究開発支援事業 (単独企業枠・複数企業枠) 追加募集要領

## 1. 事業の目的、趣旨

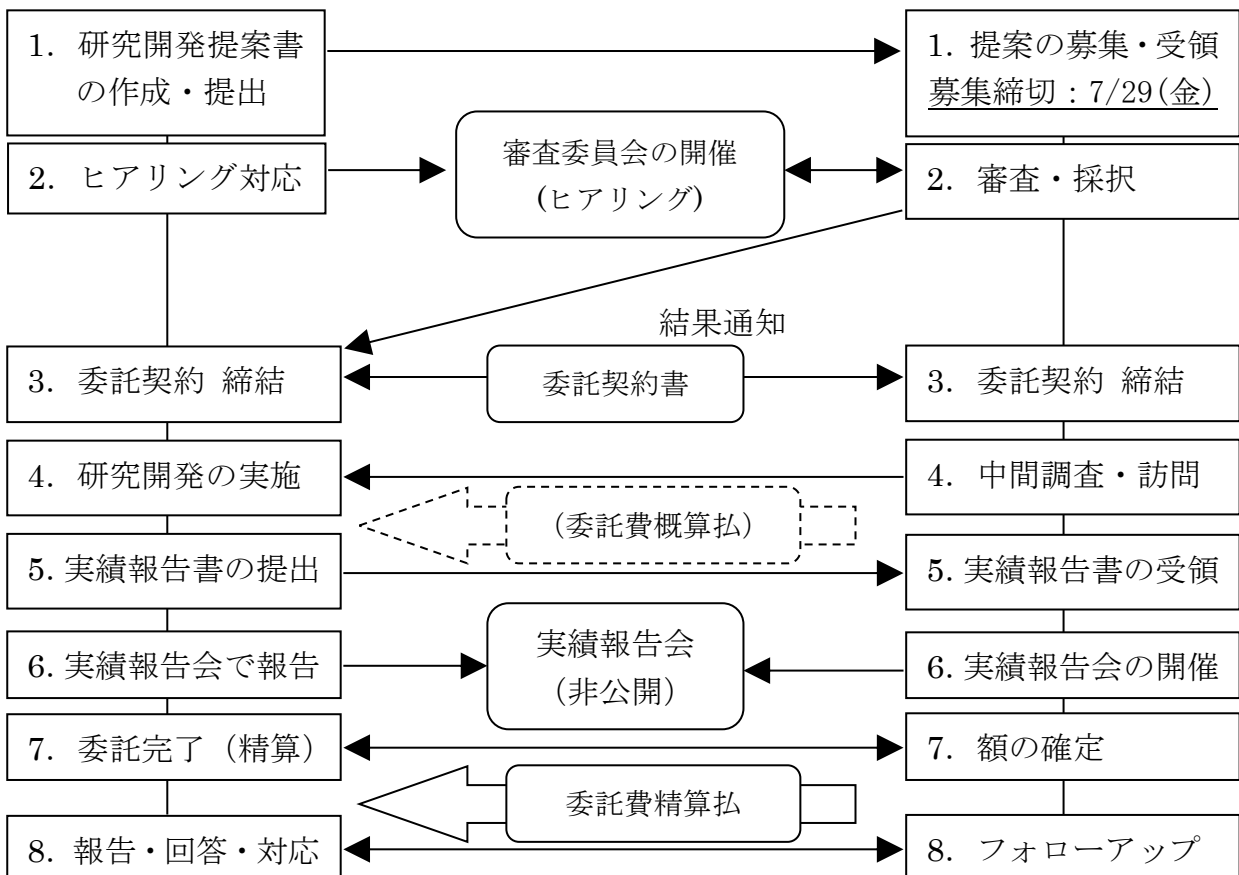
本事業は、富山県内の産学官グループに、グリーン成長戦略分野に関連する新たな技術の実用化や製品開発に向けた研究開発等を委託することにより、富山県に蓄積された産業基盤や資源を活用した新製品・新事業の創出促進を図ることを目的とするものです。

## 2. 事業の概要

- (1) 当機構は、富山県内の産学または産学官のグループから、本事業目的に沿った研究開発提案を募集します。
- (2) 当機構は、外部有識者を含めた審査委員会を開催し、優れた提案を採択し、その実施を提案者に委託します。
- (3) 当機構は、実績報告会（非公開）を開催します。
- (4) 終了後、各グループは事業化・商品化に向けて努力していただきます。

<研究開発グループ>

<新世紀産業機構>



グリーン成長戦略分野研究開発支援事業のフロー図

### 3. 応募対象提案

応募対象提案は、委託期間終了後、速やかに実用化・商品化を行うものとします。

なお、同様の内容で、国・県等の事業による補助若しくは委託等を受けようとしているもの、または過去に受けたものは対象となりません。

応募対象分野については、国の「グリーン成長戦略」に掲げられた重要分野のうち、原則として「洋上風力・太陽光・地熱産業（次世代再生可能エネルギー）」、「水素・燃料アンモニア産業」、「自動車・蓄電池産業」に関連する分野とします。

単独企業枠	複数企業枠
県内企業1社（代表企業）と県内大学等高等教育機関、公的試験研究機関等（大学・公設試等）で構成される共同研究グループ	複数の県内企業（代表企業・連携企業）と県内大学等高等教育機関、公的試験研究機関等（大学・公設試等）で構成される共同研究グループ

### 4. 応募対象者

応募対象者は、県内企業（県内に事業所を有する企業）の研究者（単独企業枠は県内企業1社、複数企業枠は複数の県内企業）と県内大学等高等教育機関、公的試験研究機関の研究者等で構成される共同研究開発グループ（以下グループ）とします。

県内企業の研究者の中からグループ代表者を選出、その所属企業をグループ代表機関とし、当機構との契約当事者とします。

グループ代表機関は、研究開発計画の作成・調整・管理をグループ構成員相互の調整を行うとともに、開発成果等の普及等を主体的に行うものです。また、当機構との委託契約における受託者として、契約上の責任を有します。

また、応募者は以下のいずれにも該当しないことを確認願います。

- ① 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「暴力団対策法」という）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- ② 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- ④ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

### 5. 委託対象となる経費

委託対象となる経費は、取り組みを実施するために必要な旅費、通信運搬費、消耗品費、工具器具費、（機械装置の）リース・レンタル費、連携試作加工費、専門家謝金・

旅費、外注費、知的財産権関連経費、共同研究費とします。

ただし、共同研究機関が大学等の高等教育機関または公設試験研究機関の場合、共同研究費内の直接経費（旅費、通信運搬費、消耗品費、工具器具費、リース・レンタル費、外注費、知的財産権関連経費の合計額）の10%を上限として、一般管理費を計上することができます。

なお、委託金の支払いは原則として委託金額確定後の精算払いとなりますが、委託金の一部を概算払いとすることも可能です。

委託事業の対象経費はすべて消費税込みの額となります。

## ① 旅 費

委託業務を遂行するために必要とした国内旅行の旅費、滞在費及び交通費であって、事業遂行団体の旅費規程等により算定された経費。ただし、高額な旅費や日当など一般通念上の金額を超える場合は、当機構の旅費規程に規定された金額を上限とします。

（旅費は国内旅行に限ります。また、同一の目的で複数の研究者の旅行費用は認められません。）

## ② 通信運搬費

委託業務を遂行するために必要とした試料・試作品等を送付・運搬する経費であって、他の業務と混用されない経費。研究設備等の移動に関する費用やインターネット保守料などは対象経費としません。

## ③ 消耗品費

耐用年数が1年未満で税込み単価が原則として10万円未満の資材、部品、消耗品等の購入等に要した経費。ただし、過剰な数量の発注など委託業務用として相応しくないと判断される場合、費用として認められないことがあります。

## ④ 工具器具費

耐用年数が1年以上で税込み単価が10万円未満の工具器具の購入に要した経費。（機械設備やパソコン・事務用品等の汎用的なものは対象経費となりません。）

## ⑤ リース・レンタル費

委託業務を遂行するために必要上やむを得ず機械装置が必要な場合は、リースまたはレンタルで対応してください。その場合、委託業務の契約期間に該当する経費のみ対象経費となります。

## ⑥ 連携試作加工費【連携企業(複数企業枠)のみ対象】

連携企業が行う試作開発品の部品加工、製造、試作に要する経費。

※受託者はグループを構成する連携企業先と、受託者の責任でもって、個別に共同研究開発に関する取り決めを整理（契約書・覚書など）のうえ、連携企業先に連携試作加工費を支出できます。

## ⑦ 専門家謝金・旅費

グループ外の専門家・アドバイザー・協力者等から知見を得るために要した経費。

なお、謝金や旅費の額が一般通念上の金額を超える場合は、当機構の謝金・旅費規程に規定された金額を上限とします。

### ⑧ 外注費

外注は、明確な仕様書を作成して加工や分析試験等を依頼するもので、研究開発要素を含まないものとします。

### ⑨ 知的財産権関連経費

委託研究業務と密接に関連し、研究開発等成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権の取得に要する弁理士の手続代行費用や翻訳料等の経費とします。

### ⑩ 共同研究費【大学・公設試(単独企業枠・複数企業枠)／連携企業(複数企業枠)のみ対象】

受託者はグループを構成する共同研究者と個別に共同研究契約を結んでいただき、これらの機関に共同研究費を支出できます。

※①～⑩の経費については、以下の点にご留意ください。

- ・研究開発の主要な部分は自社開発としてください。(グループ代表機関以外の連携企業並びに大学・公設試等それぞれの予算額・決算額が、委託費総額から連携試作加工費および共同研究費を差し引いた金額を超えないようにしてください。)
- ・研究開発の全部または大部分を外注しないでください。(外注費が委託費総額から連携試作加工費及び共同研究費を差し引いた額の1/2を超えないようにしてください。)

## 6. 委託期間、委託金額ならびに委託件数

委託期間	最長 3ヵ年度 (委託契約日～最長 令和7年2月28日) ※ 各年目終了時に継続可否のための審査あり
委託金額	(単独企業枠) 1課題当たり上限500万円/年 (複数企業枠) 1課題当たり上限1,000万円/年
委託件数	(単独企業枠) 1件程度 (複数企業枠) 2件程度

(注) 委託金額については、提案内容の実現性や新規性、商品化・事業化の可能性、費用等を考慮して決定しますので、申請額どおりにならない場合があります。

## 7. 実施手順

### ① 研究開発提案書の提出

グループから当機構へ、研究開発提案書(様式1)を提出してください。

### ② 審査・採択

当機構は、守秘義務を負った審査委員による審査委員会において、採択提案を決定します。審査に当たっては、書類審査及び必要に応じてヒアリングを行い、提案内容の新規性・独創性、商品化・事業化の可能性・発展性、研究開発の連携体制等を審査します。審査結果については後日ご案内しますが、採択案件に際しては、グループ代

表機関名、市町村名、研究開発の名称、事業実施期間、各年度の委託額（実績額）を当機構ホームページ等で公表します。

### ③ 研究開発の委託

当機構は、所定の契約書様式により、グループ代表機関と契約を締結し、研究開発を委託します。なお、審査委員会の結果により、委託費の減額など、採択が条件付きになる場合があります。

### ④ 研究開発の実施

委託契約の契約後、研究グループはすみやかに研究開発を実施してください。これと並行して、グループ代表機関と大学・公設試等（複数企業枠で連携企業の共同研究費を計上する場合は、連携企業も別途追加）の間に共同研究契約を締結し、その契約書の写しを当機構へ提出してください。

### ⑤ 研究中の中間調査・訪問

研究期間中に当機構に受託者等から研究の進捗状況の報告を行っていただくことがあります。その時点までに実施した研究内容と予算の執行状況について説明願います。研究継続が困難と判断される場合は、当機構は委託契約の解除を行う可能性があります。また、中間調査の結果、当機構が必要と判断すれば、当機構は概算払いを行う場合があります。

### ⑥ 研究開発の終了

#### ア. 実績報告書・支出証拠資料の提出

研究開発終了後、グループから令和5年2月28日（火）【初年度分】までに、「実績報告書」、「大学・公設試等（複数企業枠で連携企業の共同研究費を計上する場合は、連携企業も別途追加）からの共同研究報告書」（実績報告書に含めることも可）、「対象経費の支出証拠資料」を提出していただきます。

#### イ. 実績報告会・中間審査会による評価

当機構は、グループから実績報告書を受領するとともに、実績報告会を開催して評価を行います。実績報告会は、守秘義務を負った審査委員に対して、グループ代表者らが成果発表を行うものであり非公開で行います。

また、複数年度事業として採択されている案件は、各年度末に中間審査会を開催し、当該年度の成果と次年度の計画について審査委員の評価を受けていただきます。

評価の結果、「適」と認められれば次年度の研究を継続できます。

#### ウ. 委託事業の額の確定と精算払い

当機構は提出された書類を精査し、適切に委託事業が行われていると判断された場合、委託額を確定し、受託者に委託費の精算払いを行います。

#### エ. 成果の発表等

本事業は公的な資金を使って実施している事業であることから、当機構が実施する公開の成果発表会やホームページ等で、成果の公表にご協力をいただきます。

## オ. フォローアップ調査

委託契約終了後、毎年1回、4年間にわたり、グループから商品化・事業化の状況、知的所有権の取得状況等について、当機構の定める様式・期日にて報告をしていただきます。

## 8. 成果の帰属

本事業によって得られた成果について、特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利及び意匠登録を受ける権利並びにこれらの実施権は、グループの構成員に帰属するものとします。

## 9. 書類の作成

書類は、当方から提供する書式(Word、Excel 等)で作成し、所定様式に従って簡潔かつ要領良くまとめ、書類一式(電子媒体)を提出してください。なお、秘密の保持については十分に配慮します。

## 10. 提案の方法

以下の書類一式を期限までに、当機構へ提出してください。

例年、募集締切が近づくと相談が集中して、早急な対応ができかねる場合がありますので、グループの構成、研究開発の実施項目(役割分担)や収支予算(経費の内容)など基本的な枠組みを整理のうえ、期間に十分余裕をもって事前相談いただきますようお願いいたします。

提出部数：1部【下記①、②を審査委員に配布し審査を実施します】

### 【単独企業枠／複数企業枠 共通】

- ① グリーン成長戦略分野研究開発支援事業 研究開発提案書の提出について  
(様式1：Word形式のデータ)
  - ② 補足資料(図解説明、技術シーズ・知見に関する特許・論文等：上記①に追加)
  - ③ グループ代表企業の会社案内等と直近の決算報告書(2期分)
- ※ ①のうち「研究開発実施計画書」および②を併せて、10ページ程度にまとめてください。

### 【複数企業枠のみ】

- ④ グリーン成長戦略分野研究開発支援事業(複数企業枠)に係る連携承諾書(押印要)

(1) 提出期限：令和4年7月29日(金) 17:00(必着)

(2) 提出先： 公益財団法人富山県新世紀産業機構  
イノベーション推進センター 連携促進課  
〒930-0866 富山市高田529番地 富山技術交流ビル1階  
TEL：076-444-5606 FAX：076-433-4207  
E-mail：renkei@tonio.or.jp

(様式1)

年 月 日

公益財団法人富山県新世紀産業機構  
理事長 伍嶋 二美男 殿

住 所  
企業名  
代表者役職・氏名

令和4年度 グリーン成長戦略分野研究開発支援事業  
研究開発提案書の提出について

グリーン成長戦略分野研究開発支援事業【単独企業枠／複数企業枠（※今回提案する枠のみを記載してください）】に係る委託事業を実施したいので、下記のとおり書類を添えて提出します。

記

1. 研究開発実施計画書
2. 決算報告書（直近2年間の貸借対照表、損益計算書、個別注記表  
※ 決算書がない場合は、最近2年間の事業内容の概要を記載した書類）
3. 会社概要
4. 誓約書（別紙のとおり）



※青字部分は例示です。記入時には削除してください。

## 令和4年度 グリーン成長戦略分野研究開発支援事業

### 【単独企業枠／複数企業枠 (今回提案する枠のみを記載してください)】研究開発実施計画書

グループ代表機関	グループ代表者
住所 〒930-0000 富山市富山町 100 番地 企業名 新世紀産業株式会社 代表者 役職代表取締役 氏名 富山 太郎 TEL : 076-444-1234 FAX : 076-444-5678	所属・役職 開発部 部長 フリガナ ジンズウ イチロウ 氏名 神通 一郎 TEL : 076-444-1234 FAX : 076-444-5678 E-Mail : jinzu@shinseiki.co.jp

<複数企業枠の場合のみ、以下の連携企業及び連携企業代表者を記載してください>

連携企業	連携企業代表者
住所 〒933-0000 高岡市高岡町 200 番地 企業名 ものづくり株式会社 代表者 役職代表取締役 氏名 高岡 浩二 TEL : 0766-50-1234 FAX : 0766-50-5678	所属・役職 研究部 部長 フリガナ ショウガワ ジロウ 氏名 庄川 二郎 TEL : 0766-50-1234 FAX : 0766-50-5678 E-Mail : syougawa@monozukuri.co.jp

1. 研究開発の分野・名称 (複数の分野に係わる場合は、複数を○で囲んでください)

①洋上風力・太陽光・地熱産業	
②水素・燃料アンモニア産業	
③自動車・蓄電池産業	○

名称 : ○○の△△法による精度の向上に関する研究

本研究の内容について、簡単に (専門外でも理解できるようにわかりやすく) 3行程度で記述してください。

2. グループの構成

※	氏名	所属名・役職名・TEL
○	a 神通 一郎	新世紀産業株式会社 開発部 部長 076-444-1234 toyama@shinseiki.co.jp
	b 磯部 花子	新世紀産業株式会社 開発部 主任 同上
	c 剣 裕一郎	立山大学 理工学部 教授 076-555-9876

↑※ 当機構との連絡窓口となる方に○を付けてください。  
また、その方の E-Mail を記載してください。

### 3. 研究開発の実施項目・実施予定

実施項目	具体的内容と参加機関・個人の役割分担											
① ○○の設計・試作	○○の設計し・・・行う。新世紀(株)a、b、立山大学 c											
② ○○の製作	○○の組み立て・製作を・・・行う。新世紀(株)b											
③ △△の評価・試験	△△の試験し・・・評価する。新世紀(株)b、立山大学 c											
④ ××の分析	××を▼▼装置で分析する。立山大学 c											
⑤ 報告書の作成	報告書を作成する。新世紀(株)a、b、立山大学 c											
実施予定 (月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実施項目 (上記連動)												
<令和4年度>												
① ○○の設計・試作												
③ △△の評価・試験												
⑤ 報告書の作成												
<令和5年度>												
② ○○の製作												
③ △△の評価・試験												
④ ××の分析												
⑤ 報告書の作成												

単年度事業の場合は、2年目以降のスケジュール記載は不要です。

### 4. 研究開発の概要（実施内容等全体が分かるように、まとめてください）

#### (1) 本研究開発の背景と目的

- 開発しようとしている製品・事業の背景や現状について記述し、なぜ本研究に取り組むのか？その目的が分かるように記述してください。

#### (2) 本研究開発の技術課題と達成目標

- 現状で具体的にどのような問題があり、その課題をどのレベルまで達成するのか？最終的な全体の数値目標及び実施年度ごとの数値目標をそれぞれ挙げて記述してください。

例：現状の○○では、0.01mm と精度が悪く、航空機などの高度な製品には使用できないので、精度を 0.001mm 以下にする。など

#### (3) 本研究開発の基礎となるこれまでの成果

- 提案までに実施された基礎となる研究と、その成果について記述してください。

例：素材は異なるが精度を向上させることができる△△法は 10 年以上の実績があ

り、〇〇にも適用できる。

(4) 本研究開発における実施事項(達成目標の実現手段として、具体的に記入ください)

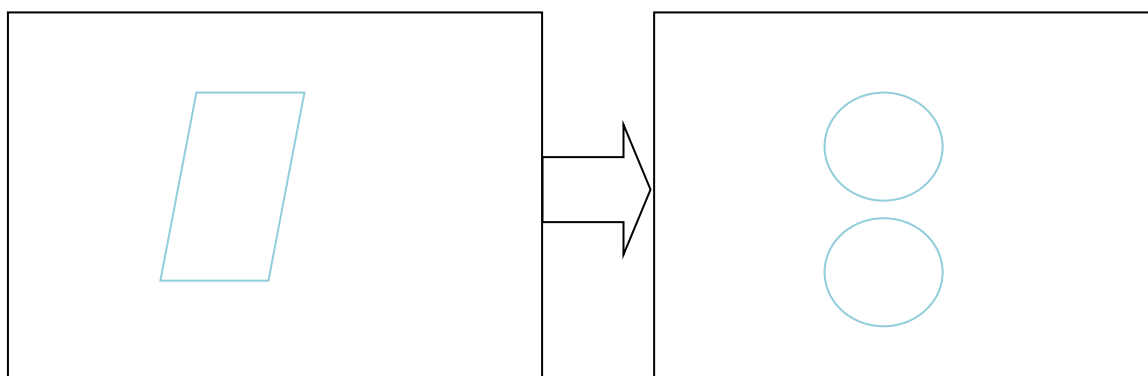
- ・研究開発の実施事項については、前述「3. 研究開発の実施項目・実施予定」の各項目(①～⑤の例)と整合性を取ってください。また複数年度にわたり実施する場合は、実施年度ごとにそれぞれ何をやるか、わかるように記述してください。
- ・前述した課題について、どのような手段で解決しようとするのか?具体的に記述してください。
- ・そして、研究の実施事項について箇条書きで記述し、実施年度ごとにその具体的な目標数値を記述してください。

例: △△法による〇〇の改良

〇〇については△△法を適用することで、従来の10倍の0.001mm以下の精度を達成する。

(5) 説明図表

- ・前項までに説明した内容を、図や表を用いて解りやすく説明してください。



<従来技術>

<新技術>

(例) 必要に応じ図、表、写真等を取り込み分かりやすい内容にまとめてください。

<実施体制図>

※グループを構成する企業の役割と保有技術(コア技術)の特徴や優位性を記載するとともに、企業の連携体制等を図示し、その連携の妥当性について記載ください。また、想定される川下企業やユーザーとなる業界についても記載してください。

## 5. 研究開発の補足説明

### (1) 新規性・独創性・革新性（他と違うことは何か？）

- △△法は当社の独占的な技術であり、特許も有している。その技術を〇〇に適用する例は他になく、独創的である。

### (2) 関連した調査、商品化等の動向・市場動向等

- ◇◇の統計（出典：2021）によれば、当該製品の市場規模は年々増加しており、5年後には□□億円の売上が見込まれており、その10%である△△億円の売上を見込んでいる。

### (3) 商品化・事業化への見通し（何を誰にどんな形で売するのか）と計画

- 〇〇については既に独自の販売網を有しており、△年〇月をめどに、これらを駆使して販売を行う。

事業終了後の計画（記載例）

実施項目（例）	1年目	2年目	3年目
・ 試作品評価	←————→		
・ 実証試験	←————→		
・ 量産化準備		←————→	
・ マーケティング・販売計画立案		←————→	
・ 販売開始			←————→

- ・事業終了後、その成果をもとに商品化・事業化までの具体的な計画（スケジュール、販売対象、方法、関係企業や関係機関等との協力体制など）について記述してください。

### (4) 富山県産業・経済・社会への波及効果

- ・高精度な〇〇が商品化されれば、これらを部品として利用する県内産業に供給することができ、応用先での高品質製品となり、富山県産業の産業・経済・社会の発展につながるものと思われる。

6. 専門用語等の解説

- ・△△法とは・・・・・・・・

7. 関連した補助金等の申請・受け入れ実績

- ・「△△法の開発」令和○年度、富山県◇◇補助金

8. 収支予算書

(令和4年度)

【収入】

区分	予算額(千円)	備考
委託費	5,000	提案額
合計	5,000	

【支出】

経費区分	予算額※1(千円)	算出基礎(円)	備考
旅費	180	県外(東京等) 30,000円×2人×2回=120,000円 県内 3,000円×2人×10回=60,000円	展示会での情報収集等
通信運搬費	15	宅急便代 1,500円×10回=15,000円	試料送付
消耗品費	587	金属粉末材料(〇〇) 3,000円×50kg=150,000円 触媒(△△△-□□) 2,000円×100g=200,000円 ・・・・ ×・・・=・・・円	
工具器具費	500	表面温度計 20,000円×1個=20,000円 粘度計 10,000円×1個=10,000円 ・・・・ ×・・・=・・・円	
リース・レンタル費	900	成形プレス 50,000円×10月=500,000円 大型混練器 40,000円×10月=400,000円	10ヵ月
連携試作加工費※2	500		ものづくり倶
専門家謝金・旅費	113	謝金 30,000円×2回=60,000円 旅費(富山-東京日帰り)26,200円×2回=52,400円	
外注費	455	成形金型 455,000円×1式=455,000円	
知的財産権関連経費	100	特許出願弁理士費用 ・・・・円	
共同研究費	1,650	下記、共同研究先経費を参照	立山大学
合計	5,000		

共同研究先経費 (国立大学法人 立山大学)

経費区分	予算額※1(千円)	算出基礎(円)	備考
旅費	90	県外(東京等) 30,000円×1人×2回=60,000円 県内 3,000円×1人×10回=30,000円	学会参加等
通信運搬費	15	宅急便代 1,500円×10回=15,000円	試料送付
消耗品費	635	金属粉末材料(〇〇) 3,000円×50kg=150,000円 触媒(△△△-□□) 2,000円×100g=200,000円 ・・・・ ×・・・=・・・円	
工具器具費	200	攪拌容器 5,000円×2個=10,000円 計量天秤 10,000円×1個=10,000円 ・・・・ ×・・・=・・・円	
リース・レンタル費	300	ボールミル 30,000円×10月=300,000円	10ヵ月
外注費	160	試作用金型 80,000円×2個=160,000円	
知的財産権関連経費	100	特許出願弁理士費用 ・・・・円	
管理費 ※3	150	(直接経費合計額の10% 1,500,000円×0.1)	
合計	1,650		

※1 予算額の金額は、算出基礎欄合計額の千円未満を切り上げてください。

※2 連携試作加工費は、複数企業枠でのみ計上可能です。

※3 共同研究先経費の管理費は大学・公設試のみ計上可能で、直接経費合計額の10%以内とします。  
注：共同研究先が複数ある場合は、共同研究先ごとに経費内訳を記載してください。

複数年事業の場合、各年度毎に作成

(令和5年度)

【収入】

区 分	予算額 (千円)	備考
委託費	5,000	提案額
合 計	5,000	

【支出】

経費区分	予算額※1 (千円)	算出基礎 (円)	備考
旅 費	180	県外 (東京等) 30,000 円×2 人×2 回=120,000 円 県内 3,000 円×2 人×10 回=60,000 円	展示会での 情報収集等
通信運搬費	15	宅急便代 1,500 円×10 回=15,000 円	試料送付
消耗品費	587	金属粉末材料 (○○) 3,000 円×50kg=150,000 円 触媒 (△△△-□□) 2,000 円×100g=200,000 円 ..... ×.....=.....円	
工具器具費	500	表面温度計 20,000 円×1 個=20,000 円 粘度計 10,000 円×1 個=10,000 円 ..... ×.....=.....円	
リース・レンタル費	900	成形プレス 50,000 円×10 月=500,000 円 大型混練器 40,000 円×10 月=400,000 円	10 ヶ月
連携試作加工費※2	500		ものづくり倶
専門家謝金・旅費	113	謝金 30,000 円×2 回=60,000 円 旅費 (富山-東京日帰り) 26,200 円×2 回=52,400 円	
外注費	455	○○分析試験 455,000 円×1 式=455,000 円	
知的財産権関連経費	100	特許出願弁理士費用 ..... 円	
共同研究費	1,650	下記、共同研究先経費を参照	立山大学
合 計	5,000		

共同研究先経費 (国立法人大学立山大学)

経費区分	予算額※1 (千円)	算出基礎 (円)	備考
旅費	90	県外 (東京等) 30,000 円×1 人×2 回=60,000 円 県内 3,000 円×1 人×10 回=30,000 円	学会参加等
通信運搬費	15	宅急便代 1,500 円×10 回=15,000 円	資料送付
消耗品費	635	金属粉末材料 (○○) 3,000 円×50kg=150,000 円 触媒 (△△△-□□) 2,000 円×100g=200,000 円 ..... ×.....=.....円	
工具器具費	200	攪拌容器 5,000 円×2 個=10,000 円 計量天秤 10,000 円×1 個=10,000 円 ..... ×.....=.....円	
リース・レンタル費	300	ボールミル 30,000 円×10 月=300,000 円	10 ヶ月
外注費	160	○○分析試験 80,000 円×2 式=160,000 円	
知的財産権関連経費	100	特許出願弁理士費用 ..... 円	
管理費 ※3	150	(直接経費合計額の 10% 1,500,000 円×0.1)	
合 計	1,650		

※1 予算額の金額は、算出基礎欄合計額の千円未満を切り上げてください。

※2 連携試作加工費は、複数企業枠でのみ計上可能です。



※3 共同研究先経費の管理費は大学・公設試のみ計上可能で、直接経費合計額の10%以内とします。  
注：共同研究先が複数ある場合は、共同研究先ごとに経費内訳を記載してください。

(別紙)

## 誓約書

1. 当社は次の(1)～(5)のすべてに該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約します。
- (1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号(以下「暴力団対策法」という))第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)であると認められる者。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる場合。
- (4) 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- (5) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
2. 当社は、現在、本事業に関連しての訴訟による係争はなく事業運営に支障のないことを確約します。
3. 当社は、現在、本事業に関連した法令違反による処罰を受けておらず、事業運営に支障のないことを確約します。
4. 当社は、本事業による対象経費について、国や県等から他の補助金を受けておらず、また受ける予定のないことを確約します。
5. 当社は、本事業に関する審査に必要な書類等を整備保管し、国や県等による実地検査の受け入れに協力します。

※ 該当項目の□にチェックを入れてください。要件に欠落があった場合には、本事業の対象とできません。採択後であっても欠落が判明した場合には、採択を取り消すこととなりますので、間違いのないようにご記入ください。

申請書の作成方法など、お気軽にご相談ください

## 案内図



<問い合わせ・提出先>

公益財団法人富山県新世紀産業機構 イノベーション推進センター 連携促進課  
〒930-0866 富山市高田 529 番地 富山技術交流ビル 1階

TEL : 076-444-5606

FAX : 076-433-4207

URL : <https://www.tonio.or.jp>

E-mail : [renkei@tonio.or.jp](mailto:renkei@tonio.or.jp)

応募様式については、以下のURLからダウンロードすることができます。

<https://www.tonio.or.jp/josei/2022-2green/>